

【様式1-1】

津野町 長寿命化修繕計画

平成31年3月

津野町役場

1. 長寿命化修繕計画の目的

1) 背景

本町が管理する橋梁は、2018年度現在で260橋架設されている。

このうち、建設後50年を経過する橋梁は、全体の25%を占めており、20年後の2038年度には、88%程度に増加する。

これらの高齢化を迎える橋梁群に対して、従来の対症療法型の維持管理を続けた場合、橋梁の修繕・架け替えに要する費用が増大となることが懸念される。

2) 目的

このような背景から、より計画的な橋梁の維持管理を行い、限られた財源の中で効率的に橋梁を維持していくための取り組みが不可欠となる。

コスト縮減のためには、従来の対症療法型から、“損傷が大きくなる前に予防的な対策を行う”予防保全型へ転換を図り、橋梁の寿命を延ばす必要がある。

そこで本町では、将来的な財政負担の低減および道路交通の安全性の確保を図るために、橋梁長寿命化修繕計画を策定する。

2018年度
66橋
(25%)

↓

2038年度
229橋
(88%)

2. 長寿命化修繕計画の対象橋梁

	町道			
平成30年度計画策定橋梁数	260			
定期点検未実施橋梁数	0			
全管理橋梁数	260			

長寿命化修繕計画の対象：

道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路における橋長2.0m以上の橋で、津野町が管理する橋梁「260橋」を対象とする。

3. 健全度の把握及び日常的な維持管理に関する基本的な方針

1) 健全度の把握の基本的な方針

定期点検（概略点検）や日常的な維持管理によって得られた結果に基づき、橋梁の損傷を早期に発見するとともに健全度を把握する。

「道路橋定期点検要領(平成26年6月 国土交通省道路局)」に従い、以下の内容で実施する。

- ①定期点検を5年に1回の頻度で実施するものとする。
- ②定期点検は近接目視とする。
- ③点検・診断により健全性をⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ段階で評価する。

2) 日常的な維持管理に関する基本的な方針

パトロール車による走行面の変状について点検を行う。

4. 対象橋梁の長寿命化及び修繕・架替えに係る費用の縮減に関する基本的な方針

本町が管理する橋梁の中で、架設後30年以上経過した橋梁は全体の約88%を占めているため、近い将来一斉に架替時期を迎えることが予想される。したがって、計画的かつ予防的な修繕対策の実施へと転換を図り、橋梁の寿命を100年間とすることを目標とし、修繕及び架替えに要するコストを縮減する。

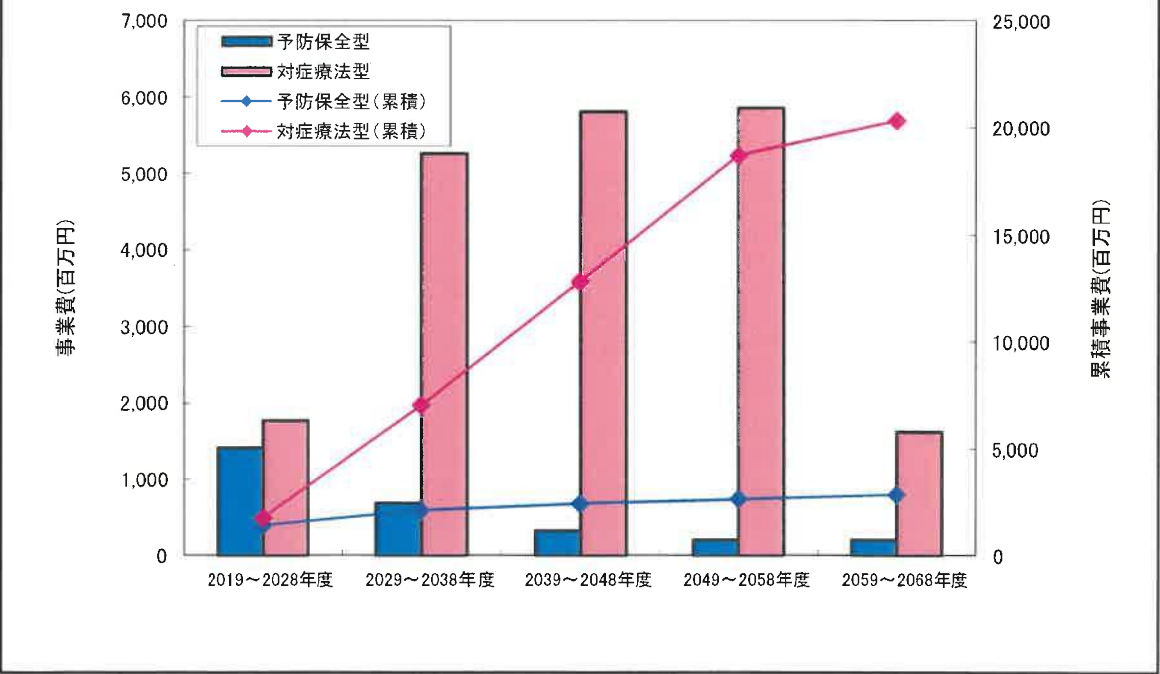
5. 対象橋梁ごとの概ねの次回点検時期及び修繕内容・時期又は架替え時期

様式1-2による

6. 長寿命化修繕計画による効果

長寿命化修繕計画を策定する260橋について、今後50年間の事業費を比較すると、従来の対症療法型が203億円に対し、長寿命化修繕計画の実施による予防保全型が28億円となり、コスト縮減効果は175億円となる。

また、損傷に起因する通行制限等が減少し、道路の安全性・信頼性が確保される。



7. 計画策定担当部署および意見聴取した学識経験者等の専門知識を有する者

1) 計画策定担当部署

津野町役場 建設課 tel : 0889-62-2314

2) 意見を聴取した学識経験者等の専門知識を有する者

大内 雅博